

発行元: 税理士法人 のぞみ
相続手続 そうだん室TEL:0263-32-4737
TEL:0263-32-8600長野県松本市城西2-5-12
http://nozomi-tax.jp/

自筆証書遺言保管制度始まる

遺言には3種類の方法があります。

1. 「自筆証書遺言」: 遺言者が自分で遺言の文章を自書する方法。(財産目録等ワープロ可)
2. 「公正証書遺言」: 公証人に作成してもらい、原本を公証役場で保管してもらう方法。
作成・保管共に公証人が関与するので法的に最も安全・確実です。
3. 「秘密証書遺言」: 遺言者が自分で遺言を作成した上で封印し、公証役場に持ち込みます。公証人および証人立会いの下で本人の遺言であることを確認し署名押印します。

上記の1. 「自筆証書遺言」について、**令和2年7月10日から法務局(遺言書保管所)での保管制度**が開始されました。下記の手続内容をご理解頂きご活用されることをお勧めいたします。

自筆証書遺言保管制度の主な手続と制度概要

民法の改正により平成31年1月13日から自筆証書遺言は、財産目録をワープロにて作成できるようになったり、登記簿謄本の写しを添付できるようになったりして遺言者の自書する負担の軽減がなされました。但し、引き続き遺言者自身の保管・管理が原則である為、紛失・改ざん等のリスクが残されたままでした。

そこで自筆証書遺言を法務局(遺言書保管所)が保管する制度が始まりました。

この制度では、遺言者本人が申請書他の必要書類を持参の上、遺言書保管所へ赴き「遺言書の保管申請」を行う必要があります。申請手数料は1通に付3,900円(収入印紙納付)です。

相続発生後、相続人や受遺者等は、**遺言書保管事実証明書**を取得することで、自分が対象となる遺言書が遺言書保管所に保管されているかどうか確認することができます。また、**遺言書情報証明書**を取得することで、遺言書にどのようなことが記載されているのか知ることができます。この**遺言書情報証明書**は、**不動産登記や預貯金等の各種手続に利用**することができます。その際、一般的な自筆証書遺言と違い**家庭裁判所の検認手続は不要**です。その他、遺言書の閲覧も可能であり、全国どの遺言書保管所でも閲覧可能なモニターによる閲覧と遺言書の原本が保管されている遺言書保管所のみ閲覧できる遺言書原本の閲覧の二種類の閲覧方法があります。この**遺言書情報証明書**取得の申請と遺言書の閲覧申請がなされると遺言書保管官より他の相続人等に対して**遺言書を保管している旨が通知**されます。

自筆証書遺言保管制度利用のメリット

- ◎紛失・亡失を防ぐことができます。
- ◎他人に遺言書を見られることはありません。(破棄・改ざん・隠匿防止)
- ◎相続人や受遺者等の手続が楽になります。(遺言書の検認不要等)



注意事項

◎遺言書保管所では、自筆証書遺言の方式について外形的な確認(全文、日付及び氏名の自書、押印の有無等)のみ行います。法的有効性までは確認しません。